

証券コード 6307  
2022年6月10日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目6番2号  
**サンセイ株式会社**  
代表取締役社長 小嶋 敦

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号  
大阪ガーデンパレス2階 桐の間  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第67期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人および監査役会の第67期連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://sansei-group.co.jp>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。

株主の皆様への安全確保および感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、ご出席の株主の皆様におかれましては、本定時株主総会開催日時点における国内の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場入場時の消毒およびマスク着用などの感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営や開催場所に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://sansei-group.co.jp>）において、速やかにお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が続くなか、新規感染者数の減少や政府によるワクチン接種推進等の各種政策により、経済活動の再開による景気の持ち直しが期待されましたが、燃料、原材料価格の高騰やロシアによるウクライナ侵攻等の地政学的リスクの高まりなどにより、先行きは極めて不透明な状況が続きました。

当社グループの係わる建設業界におきましては、堅調な公共投資に加え、民間設備投資に持ち直しの動きが期待されたものの、原材料等の供給制約等や建設コストの動向に左右され、厳しい事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申しあげます。

受注高につきましては、 Gondra・舞台部門は、例年並みの受注獲得となり、34億5千4百万円と前期に比べ8.4%の減少となりました。

海洋関連部門は、好調であった前期に比べ例年並みの受注獲得となり、13億1千2百万円と前期に比べ34.6%の減少となりました。

その他の部門は、年間を通して受注競争で苦戦し、3百万円と前期に比べ82.1%の減少となりました。

以上の結果、当社グループの受注高は、Gondra・舞台部門および海洋関連部門において例年並みの受注獲得となった結果、47億7千1百万円と前期に比べ17.7%の減少となりました。

次に売上高について申しあげます。 Gondola・舞台部門は、受注の減少に伴い、30億9千8百万円と前期に比べ8.2%の減少となりました。

海洋関連部門は、順調に受注を消化することができましたが、受注の減少に伴い、13億7千4百万円と前期に比べ29.5%の減少となりました。

その他の部門は、2千1百万円と前期に比べ35.2%の増加となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は、Gondola・舞台部門および海洋関連部門における受注の減少に伴い、44億9千4百万円と前期に比べ15.8%の減少となりました。

利益面につきましては、営業利益は3億1百万円と前期に比べ50.0%の減益となり、経常利益は3億5千4百万円と前期に比べ43.8%の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千5百万円と前期に比べ38.3%の減益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	受注高	売上高
Gondola・舞台部門	3,454,992	3,098,607
海洋関連部門	1,312,852	1,374,852
その他	3,533	21,119
合計	4,771,378	4,494,579

## ② 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における借入実行残高は1億円であります。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第64期 (2019年3月期)	第65期 (2020年3月期)	第66期 (2021年3月期)	第67期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受 注 高 (千円)	5,298,256	5,197,650	5,798,546	4,771,378
売 上 高 (千円)	5,650,237	5,714,889	5,340,140	4,494,579
経 常 利 益 (千円)	508,346	670,657	629,736	354,071
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	253,742	460,862	349,251	215,344
1株当たり当期純利益 (円)	29.82	59.30	44.94	27.71
総 資 産 (千円)	6,371,030	6,202,736	6,178,318	5,940,947
純 資 産 (千円)	3,268,777	3,630,022	3,884,233	3,992,980
1株当たり純資産 (円)	420.59	467.07	499.78	513.78

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度より適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)サンセイエンタープライズ	10,000千円	100%	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタリース(株)	17,250千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル
サンセイゴンドラ(株)	18,000千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、ロシアへの経済制裁が世界経済に減速の動きをもたらす可能性があり、また、新型コロナウイルスの新たな変異株の流行に対する警戒感や原材料価格および資源価格の上昇、さらに円安の進行等もあり、景気の先行きは極めて不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか当社グループは、技術力の継承に努めるとともに、継続的な設備投資を行うことで生産性の向上を図り、経営基盤の強化に向けてより一層邁進いたす所存であります。

ゴンドラ・舞台部門では、設備の更新とともに製造技術の向上に努め、同時に技術開発も継続してまいります。

海洋関連部門では、船舶修繕設備の更新や新規顧客の開拓に注力し、顧客満足度の向上と安定的な受注獲得を目指します。

その他の部門では、経済活動の再開に伴う企業の設備投資の回復をにらみ、販売促進および顧客ニーズへの対応に注力いたします。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付、保守修理および仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標の製造販売
その他	産業機械の製造販売

#### (6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

##### ① 当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

##### ② 子会社

(株) サンセイエントープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタリース(株)	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ(株)	東京都調布市

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	184名	－
海洋関連部門	32名	1名増
その他	2名	－
全社（共通）	16名	1名減
合計	234名	－

(注) 使用人数は就業員数であります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	2名減	40.7歳	13.4年

(注) 使用人数は就業員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	185百万円
株式会社みずほ銀行	130
株式会社三井住友銀行	60
日本生命保険相互会社	50
株式会社山口銀行	30
株式会社商工組合中央金庫	5

(注) 当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行と借入限度額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は100百万円であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,987,700株
- ③ 株主数 1,619名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 光通信	1,538千株	19.80%
小嶋敦	877	11.28
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	850	10.94
和田秀樹	338	4.35
(株) 三菱UFJ銀行	183	2.35
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
サンセイ従業員持株会	145	1.87
桜井敏夫	137	1.77
石井秀明	131	1.69

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,215,874株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式 (1,215,874株) を控除して計算しております。



## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 嶋 敦	
常務取締役	原 登 美 雄	執行役員、営業本部長、東京支社長、東北営業所担当、ゴンドラ・舞台総括、サンセイゴンドラ(株)担当
常務取締役	玉 井 裕 芳	執行役員、保守・工事本部長、名古屋支店長、広島営業所・九州営業所担当、船舶・生産総括、サンセイゴンドラレンタリース(株)担当
取 締 役	岸 本 竹 史	執行役員、企画開発担当
取 締 役	美 藤 直 人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表 監査法人ラットランド社員
常 勤 監 査 役	阪 田 芳 弘	
常 勤 監 査 役	下 茂 稔 郁	
監 査 役	太 田 晶 久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機(株)社外取締役（監査等委員） (株)Lcode社外監査役

- (注) 1. 取締役美藤直人氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役下茂稔郁氏および監査役太田晶久氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役阪田芳弘氏および監査役太田晶久氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役阪田芳弘氏は、当社の執行役員として当社全般、主として経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役美藤直人氏および監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たことに起因する損害賠償は上記保険契約による填補の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の会社法上の取締役および監査役、ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料は全額当社が負担しております。

### ④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	98,760 (3,600)	91,560 (3,600)	7,200 (-)	-	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	35,385 (19,785)	35,385 (19,785)	- (-)	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	134,145 (23,385)	126,945 (23,385)	7,200 (-)	-	8 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円（そのうち社外取締役分年額20,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額40,800千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名です。

3. 当事業年度における業績連動報酬の支給額につきまして、当社は連結業績を基準とした税金等調整前当期純利益を経営上の重要な指標としており、税金等調整前当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給することとしております。当事業年度における税金等調整前当期純利益の目標値は500,000千円でありましたが、当社の方針に則った算出方法により、上記金額を賞与として支給する見込みとなりました。当事業年度における税金等調整前当期純利益の実績値は354,071千円となりました。

## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定し、業務執行取締役は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成しており、また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

### ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ハ. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結業績を基準とした税金等調整前当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

### ニ. 金銭報酬の額または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行っております。取締役会は検討結果に基づく種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝8：2としております (KPIを100%達成の場合)。

### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役 (社外取締役を除く) は、年に一度報酬額について審議を行い、社外取締役および監査役で構成する諮問会議に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等については、上記決定方針に基づき取締役会において、役割と職責にふさわしい水準であるかどうかの検討を行い、決議し決定しておりますので、当社が定める方針に沿うものと判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表および監査法人ラットランド社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、ノーリツ鋼機(株)の社外取締役（監査等委員）および(株)L codeの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、役員報酬等に係る諮問会議の議長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役 太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出しております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。  
また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制  
監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。



- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役または監査役会は、上記の⑧以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。
- イ. 管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。
  - ロ. 管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。
  - ハ. 管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。
- 二. 品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。
- ⑫ 反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制  
当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。  
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。  
取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。
- (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況  
コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、内部統制管理室において適宜教育を実施しております。
  - ② 当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況  
当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。
  - ③ 当社グループの業務の適正を確保するための運用状況  
当事業年度におきましては、子会社合同会議を4回開催し、当社の取締役および執行役員が、グループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。
  - ④ 当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況  
当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。  
また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取り組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの特徴は、平時導入の事前警告型であります。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト(<https://sansei-group.co.jp/pages/35/>)に掲載しております。

### ③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指すための施策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,745,406</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,458,720</b>
現金及び預金	1,127,164	支払手形及び買掛金	555,688
受取手形、売掛金及び契約資産	1,484,037	短期借入金	130,000
仕掛品	38,971	1年以内返済予定長期借入金	218,504
原材料及び貯蔵品	23,015	未払法人税等	10,683
その他	74,296	賞与引当金	118,089
貸倒引当金	△2,078	役員賞与引当金	7,200
<b>固定資産</b>	<b>3,195,541</b>	工事損失引当金	220,873
<b>有形固定資産</b>	<b>2,356,563</b>	その他	197,681
建物及び構築物	325,575	<b>固定負債</b>	<b>489,246</b>
機械装置及び運搬具	146,133	長期借入金	126,640
工具、器具及び備品	41,977	退職給付に係る負債	299,070
土地	1,837,872	その他	63,535
その他	5,004	<b>負債合計</b>	<b>1,947,966</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>30,877</b>	<b>(純資産の部)</b>	
借地権	29,780	<b>株主資本</b>	<b>3,988,631</b>
ソフトウェア	1,097	資本金	890,437
<b>投資その他の資産</b>	<b>808,100</b>	資本剰余金	104,015
投資有価証券	227,751	利益剰余金	3,412,767
繰延税金資産	63,554	自己株式	△418,589
保険積立金	419,749	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,349</b>
その他	97,043	その他有価証券評価差額金	4,349
<b>資産合計</b>	<b>5,940,947</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,992,980</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,940,947</b>

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,494,579
売上原価	3,342,119
売上総利益	1,152,460
販売費及び一般管理費	850,523
営業利益	301,936
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,487
受取保険金	44,906
その他	12,093
営業外費用	
支払利息	4,616
コミットメントフィー	1,452
その他	282
経常利益	354,071
税金等調整前当期純利益	354,071
法人税、住民税及び事業税	114,837
法人税等調整額	23,889
当期純利益	215,344
親会社株主に帰属する当期純利益	215,344

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	890,437	104,015	3,305,052	△418,589	3,880,916
会計方針の変更による累積的影響額			1,175		1,175
会計方針の変更を反映した当期首残高	890,437	104,015	3,306,227	△418,589	3,882,091
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△108,805		△108,805
親会社株主に帰属する当期純利益			215,344		215,344
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	106,539	-	106,539
2022年3月31日残高	890,437	104,015	3,412,767	△418,589	3,988,631

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
2021年4月1日残高	3,317	3,317	3,884,233
会計方針の変更による累積的影響額			1,175
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,317	3,317	3,885,408
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△108,805
親会社株主に帰属する当期純利益			215,344
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,032	1,032	1,032
連結会計年度中の変動額合計	1,032	1,032	107,572
2022年3月31日残高	4,349	4,349	3,992,980

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

(株)サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ(株)、サンセイゴンドラレンタリース(株)

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ii 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品 個別法

原材料及び貯蔵品 主として移動平均法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～45年

機械装置及び運搬具 9～10年

工具、器具及び備品 6～15年

##### ② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。当社及び連結子会社は、主たる事業内容として、 Gondola・舞台として窓拭き用 Gondola 他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設 Gondola のレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標の制作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

#### ① Gondola・舞台

窓拭き用 Gondola 他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ② 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### 1. 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事の進捗率を見積る方法として原価比例法を用いた工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を、それぞれ適用しておりましたが、ごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、ごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積り総原価に対する実際に発生した原価の割合(インプット法)で算出しております。

### 2. 一時点で充足される履行義務

従来、ゴンドラ・舞台の設備修理業務及び海洋関連の船舶修理業務については、顧客の検収が終了した時点で収益を認識しておりましたが、取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれるまでの期間がごく短い業務について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項を適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれるまでの期間がごく短い業務以外については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は31,710千円減少し、売上原価は11,646千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ43,356千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,175千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

## 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「受取保険金」(前連結会計年度1,167千円)として表示しております。前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度5,043千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示していません。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金	220,873千円
---------	-----------

工事損失引当金は、当連結会計年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積り総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積り総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌連結会計年度の連結計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### 担保に供している資産

建物及び構築物	119,670千円
土地	1,674,458千円
計	1,794,129千円

##### 担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	120,000千円
長期借入金	110,000千円
計	230,000千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,525,496千円

#### 3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権

受取手形	51,855千円
電子記録債権	91,583千円
売掛金	1,062,162千円
契約資産	278,435千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,987千株
------	---------

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第66回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	108,805千円
② 1株当たり配当額	14円
③ 基準日	2021年3月31日
④ 効力発生日	2021年6月30日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月29日開催の第67回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額	108,805千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	14円
④ 基準日	2022年3月31日
⑤ 効力発生日	2022年6月30日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式、社債であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。また、長期借入金は、固定金利で調達しているため、金利変動のリスクを負っておりません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 *1	時 価 * 1	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	227,751	227,751	-
(2) 長期借入金 * 2	(345,144)	(344,762)	△381

\* 1 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

\* 2 1年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	26,310	-	-	26,310
社債	-	201,442	-	201,442

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	344,762	-	344,762

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

有価証券のうち、上場株式の時価は、活発な市場で取引されているため相場価格を用いて評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、社債の時価は活発でない市場で取引されているため、公社債店頭売買参考統計値表で大きな乖離がないことを確認したうえで第三者から入手した相場価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、借入契約毎に元利金の合計額と、国債等の適切な指標に契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### (1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
設計・製造販売・据付	668,658	44,850	713,508	21,119	734,627
保守・修理	2,039,536	1,330,002	3,369,538	－	3,369,538
仮設ゴンドラレンタル	390,413	－	390,413	－	390,413
顧客との契約から生じる収益	3,098,607	1,374,852	4,473,460	21,119	4,494,579
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	3,098,607	1,374,852	4,473,460	21,119	4,494,579

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

#### (2) 収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
一時点で移転される財又は サービス	2,058,649	1,330,002	3,388,651	8,033	3,396,685
一定期間にわたり移転され る財又はサービス	1,039,958	44,850	1,084,808	13,086	1,097,894
顧客との契約から生じる収益	3,098,607	1,374,852	4,473,460	21,119	4,494,579
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	3,098,607	1,374,852	4,473,460	21,119	4,494,579

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 2. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,231,514
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,205,602
契約資産（期首残高）	288,893
契約資産（期末残高）	278,435
契約負債（期首残高）	68,891
契約負債（期末残高）	2,678

契約資産は、主に Gondola・舞台セグメントにおける設備の設計、製造販売及び据付に関する顧客との契約について、当連結会計年度末時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、顧客との契約に則った請求を行い、期日に対価を受領しております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約に基づき、顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、68,891千円であります。また、契約資産の増減は、主に Gondola・舞台セグメントにおける対価に関するものであります。契約負債の減少は、主に海洋関連セグメントにおける収益の認識に伴う取り崩しによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,730,286千円であります。当該履行義務は、ゴンドラ・舞台セグメント及びその他における設備の設計、製造販売及び据付に関するものであり、期末日後1年以内に約38%、1年超2年以内に約40%、2年超4年以内に約22%が収益として認識されると見込んでおります。

**1 株当たり情報に関する注記**

1 株当たり純資産額	513円78銭
1 株当たり当期純利益	27円71銭



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,665,998</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,423,972</b>
現金及び預金	1,031,048	支払手形	395,491
受取手形	51,727	買掛金	144,211
電子記録債権	91,583	短期借入金	130,000
売掛金	1,009,529	1年以内返済予定長期借入金	215,000
契約資産	252,319	未払金	125,804
仕掛品	38,971	未払費用	39,441
原材料及び貯蔵品	21,163	未払法人税等	6,169
前払費用	26,351	契約負債	2,678
その他	143,583	預り金	26,405
貸倒引当金	△280	賞与引当金	110,697
<b>固定資産</b>	<b>3,110,204</b>	役員賞与引当金	7,200
<b>有形固定資産</b>	<b>2,320,640</b>	工事損失引当金	220,873
建物	195,393	<b>固定負債</b>	<b>476,931</b>
構築物	129,710	長期借入金	115,000
機械装置	139,429	長期未払金	62,860
工具、器具及び備品	8,705	退職給付引当金	299,070
土地	1,837,872	<b>負債合計</b>	<b>1,900,903</b>
建設仮勘定	5,004	<b>(純資産の部)</b>	
その他	4,524	<b>株主資本</b>	<b>3,870,949</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>30,877</b>	資本金	890,437
借地権	29,780	資本剰余金	104,015
ソフトウェア	1,097	資本準備金	104,015
<b>投資その他の資産</b>	<b>758,686</b>	利益剰余金	3,295,085
投資有価証券	227,751	利益準備金	85,958
長期貸付金	77,000	その他利益剰余金	3,209,127
長期未収入金	30,215	繰越利益剰余金	3,209,127
保険積立金	416,548	<b>自己株式</b>	<b>△418,589</b>
差入保証金	83,250	評価・換算差額等	4,349
繰延税金資産	62,618	その他有価証券評価差額金	4,349
その他	5,424	<b>純資産合計</b>	<b>3,875,299</b>
貸倒引当金	△144,124	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,776,202</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,776,202</b>		

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,146,750
売上原価	3,110,956
売上総利益	1,035,794
販売費及び一般管理費	747,876
営業利益	287,918
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,017
固定資産賃貸料	20,484
受取保険金	44,906
その他	8,735
営業外費用	
支払利息	4,154
固定資産賃貸費用	11,340
貸倒引当金繰入額	14,162
その他	1,684
経常利益	331,719
税引前当期純利益	331,719
法人税、住民税及び事業税	109,011
法人税等調整額	24,257
当期純利益	198,451

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	890,437	104,015	104,015	75,077	3,127,976	3,203,054	△418,589	3,778,918
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					2,384	2,384		2,384
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	890,437	104,015	104,015	75,077	3,130,361	3,205,439	△418,589	3,781,303
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				10,880	△119,686	△108,805		△108,805
当期純利益					198,451	198,451		198,451
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	10,880	78,765	89,645	-	89,645
2022年3月31日残高	890,437	104,015	104,015	85,958	3,209,127	3,295,085	△418,589	3,870,949

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	3,317	3,317	3,782,235
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			2,384
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	3,317	3,317	3,784,620
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△108,805
当期純利益			198,451
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	1,032	1,032	1,032
事業年度中の変動額合計	1,032	1,032	90,678
2022年3月31日残高	4,349	4,349	3,875,299

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### ① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19～42年

構築物 15～45年

機械装置 9～10年

工具、器具及び備品 6～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主たる事業内容として、ゴンドラ・舞台として窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設ゴンドラのレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標の制作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

##### (1) ゴンドラ・舞台

窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

##### (2) 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### 1. 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事の進捗率を見積る方法として原価比例法を用いた工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を、それぞれ適用しておりましたが、ごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、ごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積り総原価に対する実際に発生した原価の割合(インプット法)で算出しております。

### 2. 一時点で充足される履行義務

従来、ゴンドラ・舞台の設備修理業務及び海洋関連の船舶修理業務については、顧客の検収が終了した時点で収益を認識しておりましたが、取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれるまでの期間がごく短い業務について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項を適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれるまでの期間がごく短い業務以外については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は9,272千円増加し、売上原価は17,424千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ8,152千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は2,384千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より「受取保険金」(前事業年度1,167千円)として表示しております。

前事業年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当事業年度2,713千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金 220,873千円

工事損失引当金は、当事業年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積り総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積り総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌事業年度の計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	119,670千円
土地	1,674,458千円
計	1,794,129千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	120,000千円
長期借入金	110,000千円
計	230,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,303,844千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	121,391千円
長期金銭債権	107,215千円
短期金銭債務	19,803千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	34,616千円
仕入高	141,550千円
その他	2,041千円
営業取引以外の取引による取引高	20,424千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	1,215千株
------	---------



## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	1,250千円
減損損失	33,643千円
貸倒引当金	44,187千円
賞与引当金	33,873千円
工事損失引当金	67,587千円
退職給付引当金	91,515千円
未払金	4,902千円
長期未払金	19,235千円
その他	23,603千円
繰延税金資産 小計	<u>319,799千円</u>
評価性引当額	<u>△255,971千円</u>
繰延税金資産 合計	<u>63,828千円</u>
繰延税金負債 合計	<u>△1,209千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>62,618千円</u>

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株) サンセイ エンタープライズ	所有 直接 100%	宿泊施設の運営 他 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	16,800	-	-
	サンセイゴンドラ レンタリース(株)	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	37,000	流動資産 (その他)	30,000
				貸付金の回収 (注2)	25,426		
				受取利息額 (注2)	24		
	サンセイゴンドラ(株)	所有 直接 100%	倉庫・事務所の 賃貸 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	3,600	長期未収入金 (注4)	30,215
				資金の貸付 (注3)	28,047	長期貸付金 (注4)	77,000
貸付金の回収 (注3)				20,653	流動資産 (その他) (注4)	67,735	

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。
- (注2) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、貸付金金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) サンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権(上表以外の債権を含む)に対して144,124千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において、14,162千円の貸倒引当金を繰入れております。

### 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	498円63銭
1株当たり当期純利益	25円53銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

サンセイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高見勝文

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中田信之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンセイ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

サンセイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高見勝文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田信之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンセイ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

サンセイ株式会社 監査役会

常勤監査役 阪田 芳弘 ㊟

常勤監査役（社外） 下 茂 稔 郁 ㊟

監査役（社外） 太 田 晶 久 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、108,805,564円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

上記に加え、現行定款第17条（株主総会決議事項）において、根拠法令について所要の変更を行うものであります。

また、その他、条文の新設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略) (株主総会決議事項)</p> <p>第17条 会社法施行規則第127条第2号口に定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式又は新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。</p> <p>第18条～第31条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり) (株主総会決議事項)</p> <p>第18条 会社法施行規則第118条第3号口に定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式又は新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。</p> <p>第19条～第32条 (現行どおり) (<u>附則</u>) (<u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 <u>定款第15条(電子提供措置等)の新設及びこれに伴う条数の繰り下げは、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、そのうち2名は任期満了により退任いたします。

つきましては、新任の候補者2名を加え、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	こじま あつし 小嶋 敦 (1958年10月3日生)	1988年10月 当社入社 1991年11月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社取締役副社長 1996年4月 当社代表取締役社長（現任）	877,000株
2	きしもと たけし 岸本 竹史 (1955年2月2日生)	1984年1月 当社入社 1996年1月 当社ビルテクノ事業部特殊機械チーム部長 2000年4月 当社設計本部長 2004年6月 当社執行役員（現任） 2012年6月 当社取締役、企画開発担当（現任）	14,700株
3	新任 にしむら なおき 西村 直樹 (1968年8月16日生)	1994年3月 当社入社 2016年4月 当社総務グループ部長（現任） 2020年6月 当社執行役員、管理本部長（現任）	12,300株
4	びとう なおひと 美藤 直人 (1968年8月6日生)	1992年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1995年3月 公認会計士登録 2005年10月 金融庁に一般職の任期付職員として勤務 2007年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）に復職 2011年10月 美藤直人公認会計士事務所開設同代表 2011年12月 税理士登録 美藤直人公認会計士・税理士事務所代表（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2018年1月 監査法人ラットランド社員（現任）	一株
5	新任 みやけ ゆう 三宅 有 (1961年11月22日生)	1985年4月 (株)但馬銀行入行 1992年5月 谷井一公認会計士事務所入所 1999年9月 三宅有税理士事務所開設同代表（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 美藤直人氏および三宅有氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 美藤直人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務全般の観点から有益な助言をいただけるものと期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 美藤直人氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、美藤直人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、美藤直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 三宅有氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務全般の観点から有益な助言をいただけるものと期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 三宅有氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
9. 三宅有氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
10. 小嶋敦氏、岸本竹史氏および西村直樹氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- ① 小嶋敦氏は、1996年4月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全社に対するリーダーシップを発揮し、グループの成長戦略実現に向けて取り組んでおります。このような実績から、引続き経営の指揮をとっていくことが当社として最適であると判断したため、取締役候補者といたしました。
- ② 岸本竹史氏は、当社入社以来、長年企画開発、設計部門に携わり、現在取締役執行役員として企画開発を担当しており、経営者および技術者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、引続き取締役候補者といたしました。
- ③ 西村直樹氏は、当社入社以来、営業部門を経て長年総務部門に携わり、現在執行役員管理本部長として当社全般、主として総務人事部門および財務部門に関する豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、新たに取締役候補者といたしました。
11. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、2022年10月5日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 下茂稔郁氏および太田晶久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しもしげ としふみ 下茂 稔郁 (1962年7月5日生)	1986年4月 大洋漁業(株) (現マルハニチロ(株)) 入社 2004年4月 マルハ(株) (現マルハニチロ(株)) 管理部審査課長 2006年6月 当社社外監査役 (現任) 2008年4月 (株)マルハニチロ水産 (現マルハニチロ(株)) 管理部総務企画課長 2013年4月 (株)マルハニチロ水産 (現マルハニチロ(株)) 管理部副部長 2014年4月 マルハニチロ(株)経営企画部経営戦略グループ副部長役 2018年4月 マルハニチロ(株)経営企画部知財グループ副部長役 2019年7月 当社常勤監査役 (現任)	一株
2	おおた あきひさ 太田 晶久 (1973年1月30日生)	2001年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2005年4月 公認会計士登録 2007年1月 開成公認会計士事務所参画 2007年2月 税理士登録 2010年6月 当社社外監査役 (現任) 2010年10月 太田晶久公認会計士事務所 (現太田晶久公認会計士・税理士事務所) 開設同代表 (現任) 2015年6月 ノーリツ鋼機(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年1月 (株)Lcode社外監査役 (現任)	一株

(注) 1. 両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 下茂稔郁氏および太田晶久氏は社外監査役の候補者であります。

3. 下茂稔郁氏を社外監査役候補者とした理由は、総務部門における長年の経験により、総務、法務等に関する専門的な知識を有し、外部の視点を持って監査役としての役割を果たしていただきたいためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断しております。

4. 太田晶久氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士の資格を持ち、財務全般に関する監視および長年の経験による有効な助言を期待したためであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断しております。
5. 下茂稔郁氏および太田晶久氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって下茂稔郁氏は16年、太田晶久氏は12年になります。
6. 当社は、下茂稔郁氏および太田晶久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、下茂稔郁氏および太田晶久氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、両候補者が監査役に選任され就任した場合には、両候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、2022年10月5日に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりであります。

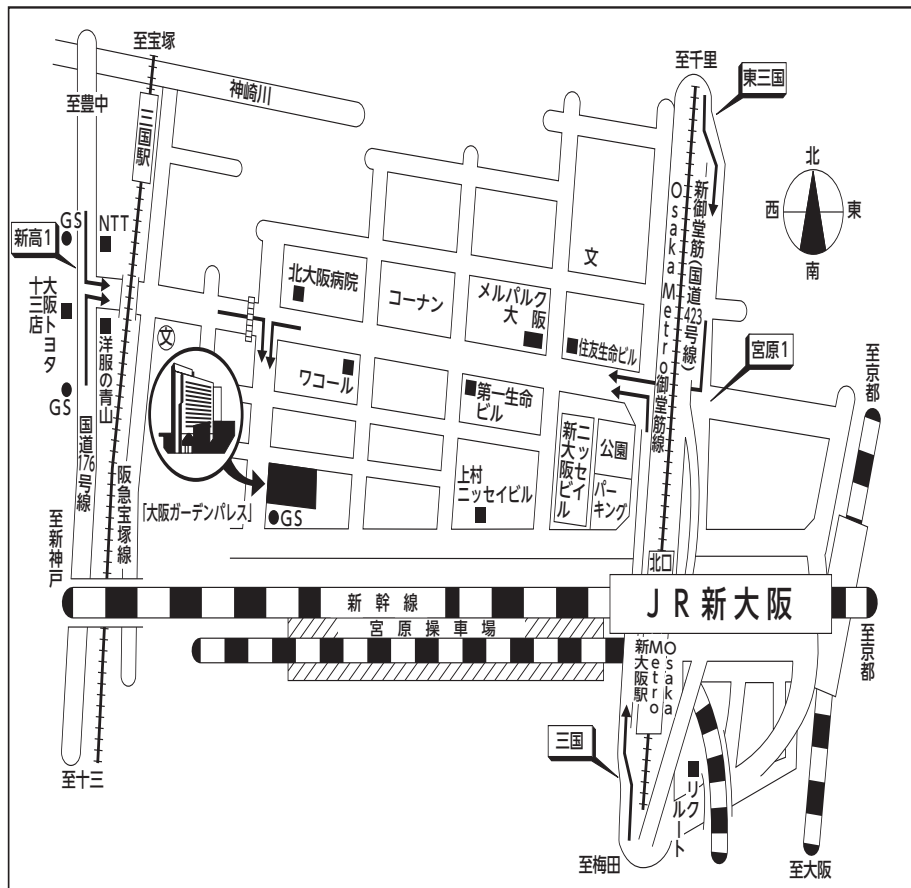
以上

× ㄟ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号  
大阪ガーデンパレス2階 桐の間  
TEL 06-6396-6211



### <交通のご案内>

- 電車 ◇Osaka Metro御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分
- ◇JR「新大阪駅」北口より徒歩15分
- ◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ (<https://www.hotelgp-osaka.com>)をご参照ください。
- お車 ◇新御堂筋(国道423号線)をご利用の場合  
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前「宮原1」交差点を右折、約800m直進4つ目の信号を左折すぐ。
- ◇国道176号線をご利用の場合  
[新高1] 交差点を新大阪駅方面に約600m東進、4つ目の信号を右折すぐ。